

○「令和2年度茨城県銘柄産地指定証交付式」が行われました

「茨城旭村農業協同組合蔬菜部会パプリカ部（パプリカ）」「茨城旭村農業協同組合蔬菜部会ほうれんそう部（ほうれんそう）」「茨城旭村農業協同組合蔬菜部会みず菜部（みず菜）」「ほこた農業協同組合トマト部会（ミニトマト：あまエル）」が銘柄産地に指定され、10月28日（水）に鉾田合同庁舎大会議室にて指定証の交付式が行われました。

茨城県では、現在69産地が指定されており、このうち鹿行管内が28産地と県の約4割を占めています。

【銘柄産地とは】

茨城県では、高品質で信頼性・安全性が市場で高く評価されている、県を代表する青果物の産地を「青果物銘柄産地」、花きの産地を「花き銘柄産地」に指定しています。

※当日は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、いばらきアマビエちゃんの利用登録をお願いするとともに、ソーシャルディスタンスを保った椅子の配置、マスクの着用、手指の消毒を行ったうえで実施しました。

